

## 1 募集要項

### (1)参加資格

姫路市内に所在する店舗で、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の店舗を除きます。

- ①下記「(2)商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品を主として取り扱う店舗
- ②姫路市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている者が経営する店舗
- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）が経営している店舗、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している店舗、その他、店舗関係者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗
- ④必要となる官公庁の適切な許認可（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法などで規定される許認可）を得ず営業している店舗
- ⑤その他、商品券の参加店舗として発行者が適当と認めないもの

### (2)商品券の利用対象にならないもの

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ、加熱式たばこ）の購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧特定の宗教及び政治団体と関わるもの
- ⑨デジタル商品券の交換又は売買
- ⑩医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑪その他、公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

### (3)デジタル商品券システムの注意事項

万一、システムを停止する場合は事前に連絡します。

ただし、以下の事象が生じた場合、通知又は公表が緊急停止後となる場合がありますので予めご了承ください。

- ①天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件システムの提供ができない場合
- ②発行者が運営するアプリ等の機能その他本件システムに不具合が生じた場合
- ③本件システムの保守又は点検に必要な場合
- ④不正な取引が発生した疑いがあり、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑤本件システムを利用した取引に関する情報の漏えいが発生し、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑥その他発行者がやむを得ない事由により本件システムを停止すべきと判断した場合

## 2 誓約事項

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券を使用できない商品（例：たばこ）に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③店舗独自で商品券が使用できない商品、現金やクレジットカード等との併用やサービス券・ポイント類の扱い、やむを得ず商品券の利用を一定期間停止するなどの場合は、事前に周知します。
- ④偽造・悪用・濫用など不正な方法で取得されたデジタル商品券は受け付けません。
- ⑤お支払金額は利用者との相互確認とし、欠損等が生じた場合は全て自己責任とします。
- ⑥商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
- ⑦商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨商品券の取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩店舗名・所在地・電話番号・営業日・営業時間・URL・業種の公表（専用ホームページ、アプリに利用可能店舗として掲載）について同意します。
- ⑪登録する店舗は、「(2)商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品を主として取り扱う店舗ではありません。

## 3 その他

- ・「募集要項」に記載されていない事項などについては、協議を行います。
- ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、利用者向けの商品券専用アプリや専用ホームページにより広報します。
- ・「姫路しらすき商品券」のデザインを広告等において使用する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。承認後、専用ホームページに格納している画像をご使用いただけます。（しるまるひめは加工不可）
- ・ご登録いただいた個人（店舗）情報は、姫路しらすき商品券発行事務局が、本事業の運営に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。また、次回以降の本事業で参加店舗登録手続きの簡略化のために利用させて頂く場合があります。
- ・令和7年3月末日をもって事務局は閉鎖し、換金データ類は削除します。令和7年4月以降の換金照会には一切応じられません。



# 参加店舗募集

**事業者向け説明会** ※4会場とも開催時間は90分です。 ※事前にコールセンターに連絡いただき、5分前にご集合ください。

9月5日(木) 姫路・西はりま地場産業センター…10時～	9月19日(木) 北部市民センター……………10時～
9月17日(火) 広畑市民センター……………13時～	10月5日(土) 姫路・西はりま地場産業センター…13時～

令和6年 募集期間 9/2月 ▶ 2/7金 令和7年

事業の詳細や最新情報につきましては専用ホームページでご確認ください。  
<https://prm-shohinkenr6.com> 姫路しらすき商品券 検索

姫路しらすき商品券発行事務局 (コールセンター) 姫路市産業振興課

TEL:0120-077-137 FAX:0120-077-257

令和6年8月29日(木)～令和7年3月17日(月) 受付時間:9:00～17:00(平日のみ)  
 ただし、令和6年10月11日(金)～令和7年2月24日(月)は9:00～19:00(土日祝・年末年始も受付)

# 『姫路しらす商品券』とは

姫路市では、物価高騰による市民生活への影響の緩和や、地域経済の活性化を図るとともに、市民生活のデジタル化を促進するため、プレミアム付き商品券(デジタル商品券)を発行します。商品券の発行に先立ち、デジタル商品券が利用できる参加店舗を募集します。デジタル商品券の利用・換金には**事前に参加店舗の登録が必要**です。

**商品券購入申込受付期間** 令和6年10月16日(水)～11月11日(月)

**商品券利用期間** 令和6年11月22日(金)～令和7年2月24日(月)



**デジタル商品券 発行数25万セット** お一人様5セットまで申込可

マイナンバーカード所有者限定

**1セット10,000円で12,500P**

1P(ポイント)=1円での換金となります。

- 参加店舗の費用負担・参加費・振込手数料などは一切ありません。
- インターネット環境(パソコン等)がなくてもデジタル商品券を取り扱うことができます。
- 店舗管理画面にて日々の決済状況をご確認いただけます。(インターネット環境がある場合。)(インターネット環境がない場合は事務局からの振込額をご確認ください。)

## 参加店舗登録から商品券換金までの流れ

**1**

WebまたはFAXで参加店舗の申込み。  
※9月2日(月)からご登録いただけます。

**2**

11月22日(金)からお客様がデジタル商品券を利用してご購入。  
※申込み後、QRコード台紙が届きますので設置してください。

**3**

お客様に商品券専用アプリで店頭へ設置した専用のQRコードを読み取ってもらい金額を両者で確認し精算します。  
※お支払い額が事務局システムに反映されます。

**4**

換金スケジュール(計8回の振込)に基づき、指定口座に振り込みます。

デジタルタイプ商品券 換金スケジュール(計8回の振込)

令和6年11月							令和6年12月							令和7年1月							令和7年2月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
													1			1	2	3	4	5						1	2

データ出力日(前日24:00締め)
  振込日
 例)12/2締めは12/9振込、12/12締めは12/19振込

商品券 利用期間外

## 参加店舗の申込み方法

### 1 申込方法

裏面の「募集要項」及び「誓約事項」に同意のうえ、下記のいずれかの方法でお申込みください。

#### ① インターネットでのお申込み

専用ホームページにある参加店舗申込みフォームに必要事項を入力してください。

**URL: <https://prm-shohinkenr6.com>**



#### ② FAXでのお申込み

別添「令和6年度 姫路しらす商品券 参加店舗登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、右記FAX番号までお送りください。**FAX:0120-077-257**

※なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者につきましては、原則、各店舗ではなく事業者単位で申込みいただきます(市内すべての店舗で利用可能としていただきます)。また集合型商業施設等にテナントとして入られている店舗は、振込先を集合型商業施設の口座とし、まとめて申込みされる場合があります。重複申込とならないよう、**事前に確認をお願いします**。この場合、各店舗の名称(例:〇〇〇デンキ姫路店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、業種、担当者氏名がわかる一覧(様式は専用ホームページからダウンロード)を提出ください。

(申込みにあたりすべての店舗が「募集要項」及び「誓約事項」に同意しているものとみなします。)

### 2 申込期間(参加店舗募集期間)

**令和6年9月2日(月)から令和7年2月7日(金)まで**

※承認された店舗情報は、商品券専用アプリと専用ホームページに掲載します。

利用者が商品券を使えるお店の情報を希望されていますので、できる限り商品券購入申込受付期間までに登録をお願いします。

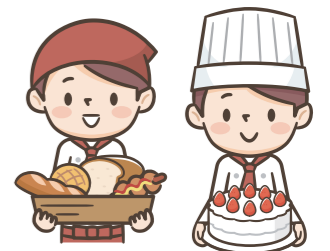
### 3 募集対象店舗(事業者)

姫路市内で営業している店舗(小売業、飲食業、サービス業など)

※詳細は、同封している「参加店舗商品・サービスカテゴリ選択一覧」やパンフレット裏面の「募集要項」「誓約事項」をご確認ください。

### 4 負担金

参加店舗の負担金はありません。事務局が振込手数料を負担します。



### 5 参加店舗の認定・取り消し等

- ・お申込みいただいた店舗(事業者)は、事務局の審査を経て、参加店舗と認定します。
- ・審査結果につきましては、事務局から電子メール又はFAX等により通知します。
- ・申込み内容に虚偽・不備等があった場合は、認定を取り消すことがあります。又、「募集要項」及び「誓約事項」に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や参加店舗の認定取消、損害賠償請求を行うことがあります。

### 6 その他

商品券利用開始日までに事務局より参加店舗向けのマニュアル、店頭告知用ポスター類、QRコード台紙(レジ付近に設置していただくもの)を送付します。

